

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ
○国定公園事業の一部決定 (自然環境保全課)	415
○保安林の指定予定の通知 (南丹広域振興局)	〃
○基本測量の終了 (用地課)	416
○道路の供用開始 (乙訓土木事務所)	〃
○重要開発調整池の設置の完了 (河川課)	〃
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅課)	〃
公 告	
○一般競争入札の実施 (入札課)	〃
○京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例の施行状況 (循環型社会推進課)	421

○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (中丹広域振興局)	422
○道路の位置の指定 (丹後土木事務所)	423
○一般競争入札の実施 (流域下水道事務所)	〃

### 公 安 委 員 会

○落札者の決定	427
---------	-----

### 監 査 委 員

○包括外部監査の事務を補助する者の氏名等	428
----------------------	-----

### 正 誤

○令和6年3月26日付け京都府公報号外第8号中	〃
○令和6年3月29日付け京都府公報号外第10号中	〃
○令和6年4月1日付け京都府公報号外第13号中	〃

## 告 示

### 京都府告示第303号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条第2項の規定により、京都丹波高原国定公園の公園事業の一部を次のとおり決定した。

令和6年6月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 公園事業の名称  
芦生園地
- 位置  
南丹市(芦生)

### 京都府告示第304号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年6月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 保安林予定森林の所在場所  
南丹市日吉町天若東千谷1の3
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、南丹市役所においてその関係書類を閲覧することができる。

京都府告示第305号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の地域の基本測量（令和5年京都府告示第148号）が令和6年3月31日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があった。

令和6年6月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域  
京都府全域



京都府告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年6月14日から令和6年6月28日まで縦覧に供する。

令和6年6月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 西京高槻線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
向日市寺戸町新田24の3から 向日市寺戸町新田5の3まで	令和6年6月14日

- 4 縦覧場所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第307号

災害からの安全な京都づくり条例（平成28年京都府条例第41号）第20条第1項の届出に係る次の重要開発調整池については、同条例第18条第2項の技術的基準に適合すると認める。

令和6年6月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 重要開発調整池の所在地  
向日市森本町竹園子7番、8番1から8番3まで及

び9番、野田24番1及び25番並びに上町田15番、16番1、17番から19番まで、20番1から20番3まで、27番4、34番1及び34番2

- 2 重要開発調整池の所有者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

ニデック株式会社

社長執行役員 岸田 光哉

京都市南区久世殿城町388



京都府告示第308号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、次の法人を住宅確保要配慮者居住支援法人として指定した。

令和6年6月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所  
一般社団法人最喜  
京都市南区東九条西河辺町25番地5
- 2 支援業務を行う事務所の所在地  
京都市南区東九条西河辺町25番地5

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和6年6月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入物品の名称及び数量  
スクールバス 3台
  - (2) 購入物品の特質等  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 納入期限

令和7年3月21日（金）

(4) 納入場所

- ア 京都府立井手やまぶき支援学校（綴喜郡井手町大字井手小字大塚40番地の1）
- イ 京都府立丹波支援学校（南丹市八木町柴山坊田118）
- ウ 京都府立与謝の海支援学校（与謝郡与謝野町字男山945）

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5429

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

(2) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和6年6月14日（金）から令和6年7月8日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和6年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和6年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「車両・船舶類」一小分類「自動車」

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができるものと認められる者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けな

ければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとす。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先  
2の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和6年6月28日（金）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和6年7月25日（木）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和6年7月26日（金）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和6年7月25日（木）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和6年7月26日（金）午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「スクールバス 3台（税抜き）」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他

(1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased

School bus Three vehicles

(2) Bidding method

Electronic bidding system

- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation  
From 8:30 AM to 5:15 PM from Friday, June 14, 2024 to Monday, July 8, 2024 (except for Sundays and Saturdays)
- (4) The time, date and place for submission of tender  
From 8:30 AM to 5:15 PM on Thursday July 25, 2024 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Friday July 26, 2024  
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyō-ku, Kyoto, Japan
- (5) Deadline for tender by mail  
5:00 PM on Thursday July 25, 2024
- (6) The time, date and place for the opening of tender  
10:15 AM on Friday July 26, 2024  
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyō-ku, Kyoto, Japan
- (7) Contact point for the notice  
Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyō-ku, Kyoto 602-8570 Japan  
TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和6年6月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量  
X線回折装置 一式
- (2) 購入物品の特質等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
令和7年2月17日（月）
- (4) 納入場所  
京都府中小企業技術センター3階X線分析室  
京都市下京区中堂寺南町134番地

#### 2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府総務部入札課  
電話番号（075）414-5429  
ファクシミリ番号（075）414-5450

#### (2) 入札説明書及び仕様書の交付等

##### ア 交付期間

令和6年6月14日（金）から令和6年7月9日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

##### イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和6年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和6年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「薬品・理化学機器類」一小分類「計測・理化学機器」

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができる者であること。

#### 4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

##### (1) 提出期間

2の(2)のイに同じ。

##### (2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以

下「電子入札者」という。)は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明(当該案件の「案件に参加する」をクリック)をもって提出したものとす。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。

### (3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

### (4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先  
2の(1)と同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>)からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和6年6月26日(水)午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

## 5 入札手続等

### (1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和6年7月25日(木)午前8時30分から午後5時15分まで及び令和6年7月26日(金)午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和6年7月25日(木)午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和6年7月26日(金)午前10時15分

### (2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送(郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。)により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

### (3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「X線回折装置一式(税抜き)」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。)をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書(封筒を含む。)で入札をした者のした入札

### (5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範

圏内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否  
要する。

6 入札保証金  
免除する。

7 違約金  
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金  
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他  
(1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased

X-ray Diffraction device : One set

(2) Bidding method

Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM to 5:15 PM from Friday, June 14, 2024 to Tuesday, July 9, 2024 (except for Sundays and Saturdays)

(4) The time, date and place for submission of tender  
From 8:30 AM to 5:15 PM on Thursday July 25,

2024 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Friday July 26, 2024

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by mail  
5:00 PM on Thursday July 25, 2024

(6) The time, date and place for the opening of tender  
10:15 AM on Friday July 26, 2024

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice  
Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan

TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450



京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例（平成14年京都府条例第42号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、令和5年度における条例の施行状況を次のとおり公表する。

令和6年6月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

事 項	件 数
保管用地の届出の件数	0
保管用地の廃止の件数	1
勸告の件数	0
報告の徴収の件数	0
立入検査の件数	13,114
法第14条の3の2の規定による（特別管理）産業廃棄物処理業の許可取消しの件数	6

注1 「立入検査の件数」とは、不法投棄現場等に対する監視指導員等の立入検査の実績であり、条例又は法に基づく立入検査数をいう。

2 「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）をいう。



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和6年6月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
達川工産  
代表 達川良煥  
舞鶴市字和江小字西嶋1109番地
- 2 林地開発行為の目的  
土石の採掘（跡地復旧）
- 3 林地開発行為をしようとする区域  
福知山市大江町南有路小字枯木8402番1ほか（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積  
5.8ヘクタール
- 5 期間  
(1) 林地開発行為を行う期間  
令和6年10月7日から令和9年10月6日まで  
(2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間  
平成21年10月7日から令和9年10月6日まで
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無  
有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
交通量の増加	福知山市大江町南有路路地内に存する府道綾部大江宮津線（次の図のとおり）	場内への出入りの際は、十分な安全運転に留意するよう、車両運転者への指導を徹底する。 また、運搬車両等が頻繁に出入りするときは、交通整理員を配置し、出入口付近の車両通行の安全を確保する。
場内からの粉じんの発生	福知山市大江町南有路路地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内の運搬車両等の通行路に採石を敷き、土ほこりを未然に防止する。 また、出入口付近には、タイヤ洗浄場所を設ける。

周辺道路の汚れの発生	福知山市大江町南有路路地内に存する府道綾部大江宮津線（次の図のとおり）	運搬車両等のタイヤに付着する土砂は、場内において通行路に採石を敷くことにより軽減させる。 また、出入口付近にタイヤ洗浄場所を設け、道路の汚れを防止する。
土砂の流出	福知山市大江町南有路路地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	降雨により事業地から流出する土砂は、調整池及び沈砂池に集積する。 なお、より確実に土砂を集積するため、事業地周辺に土堤を設置する。 また、調整池及び沈砂池に流入した土砂は、定期的に除去する。
河川水量の増加及び濁水の発生	〃	事業地の雨水は、調整池に流入させる。 また、調整池に流入した土砂は定期的に除去する。 出入口のタイヤ洗浄による土砂は、沈砂池で泥を沈下させた後、土砂を定期的に除去する。
騒音の発生	〃	建設機械の不要な運転を禁止するとともに機械の稼働時間を午前8時から正午まで及び午後1時から午後5時までとすることを厳守する。

8 縦覧場所

- (1) 京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課  
舞鶴市字浜2020番地
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 福知山市産業政策部農林業振興課  
福知山市字内記13番地の1
- (4) 達川工産  
舞鶴市字和江小字西嶋1109番地

9 縦覧期間

令和6年6月14日（金）から令和6年7月16日（火）まで

10 意見書の提出期間及び提出先

- (1) 提出期間  
令和6年6月14日（金）から令和6年7月16日（火）まで

(2) 提出先

〒625-0036 舞鶴市字浜2020番地  
京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課  
〔次の図〕は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和6年6月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年 月 日	所管土木 事務所名	道路の位置	道路の 延 長	道路の 幅 員
丹第54号	令 6. 6. 6	京都府丹 後土木事 務所	京丹後市峰 山町荒山小 字カイセ 458の1	m 46.1	最小 m 6.0 最大 6.0



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。  
なお、この入札に係る委託契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和6年6月14日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

- ア 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その1）（予定数量4,500トン）  
（処分 流6洛南第13号のA-3、収集運搬流6洛南第12-01号のB-3）
- イ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その2）（予定数量3,000トン）  
（処分 流6洛南第13号のA-4、収集運搬流6洛南第12-01号のB-4）
- ウ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その3）（予定数量500トン）  
（処分 流6洛南第13号のA-5、収集運搬流6洛南第12-01号のB-5）
- エ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処

- 分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その4）（予定数量500トン）  
（処分 流6洛南第13号のA-6、収集運搬流6洛南第12-01号のB-6）
  - オ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（乾燥）その1）（予定数量1,000トン）  
（処分 流6洛南第13号のA-9、収集運搬流6洛南第12-01号のB-9）
  - カ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（乾燥）その2）（予定数量800トン）  
（処分 流6洛南第13号のA-10、収集運搬流6洛南第12-01号のB-10）
  - キ 木津川流域下水道洛南浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（乾燥）その3）（予定数量500トン）  
（処分 流6洛南第13号のA-11、収集運搬流6洛南第12-01号のB-11）
  - ク 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その1）（予定数量1,000トン）  
（処分 流6宮津第13号のA-3、収集運搬流6宮津第12-01号のB-3）
  - ケ 宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その2）（予定数量700トン）  
（処分 流6宮津第13号のA-4、収集運搬流6宮津第12-01号のB-4）
  - コ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その1）（予定数量2,400トン）  
（処分 流6上流第13号のA-3、収集運搬流6上流第12-01号のB-3）
  - サ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その2）（予定数量500トン）  
（処分 流6上流第13号のA-4、収集運搬流6上流第12-01号のB-4）
  - シ 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その3）（予定数量500トン）  
（処分 流6上流第13号のA-5、収集運搬流6上流第12-01号のB-5）
  - ス 木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター汚泥処理処分及び収集運搬業務委託（下水汚泥（脱水）その4）（予定数量500トン）  
（処分 流6上流第13号のA-6、収集運搬流6上流第12-01号のB-6）
- (2) 業務の仕様  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間  
契約日から令和7年10月31日までとする。ただ

し、(1)の業務場所からの下水汚泥の搬出期間は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までとする。

なお、契約日から令和6年9月30日までを業務開始準備期間とする。

## 2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書(以下「確認申請書」という。)の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所総務課

電話番号 (075) 954-1877

ファクシミリ番号 (075) 955-2224

- (2) 入札説明書、仕様書及び確認申請書の交付等

### ア 交付期間

令和6年6月14日(金)から令和6年7月10日(水)まで

### イ 入手方法

原則として、アの期間に、京都府流域下水道事務所ホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、アの期間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間(正午から午後1時までを除く。)に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、産業廃棄物の処理処分及び収集運搬を1社で行うもの(以下「単体業者」という。)又は処分業者と収集運搬業者により構成されるグループ(以下「グループ業者」という。)のいずれでも差し支えないが、次に掲げる条件を全て(グループ業者にあつては、グループ業者のうち処分業者は(4)、収集運搬業者は(3)を除く。)満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 確認申請書の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

- (3) 産業廃棄物の処理処分業務を請け負う者

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条の規定による産業廃棄物処分業の許可(事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。)を受けている者(以下「処分業者」という。)であること。

イ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和6年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和6年京都府告示第2号。以下「告示」という。)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「廃棄物処理」—小分類「産業廃棄物処分」

ウ 地方公共団体又は地方公社が発注し直接契約し

た業務委託であつて平成26年度以降に下水汚泥を有効利用(緑農地利用、建設資材利用、エネルギー利用)により処分した履行実績を有する者であること。

エ 下水汚泥を自社の施設において有効利用による処分ができる者であること。

- (4) 産業廃棄物の収集運搬業務を請け負う者

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の規定による京都府及び搬出先府県市の産業廃棄物収集運搬業の許可(事業範囲に汚泥が含まれているものに限る。)を受けている者(以下「収集運搬業者」という。)であること。

イ 告示に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「廃棄物処理」—小分類「産業廃棄物収集運搬」

ウ 地方公共団体又は地方公社が発注し直接契約した業務委託であつて平成26年度以降に当該団体又は公社が排出する下水汚泥を収集運搬した履行実績を有する者であること。

エ 自動車による場合であつて処分業者以外の者が収集運搬業者となる場合にあっては、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の規定による一般貨物自動車運送事業の許可を有し、かつ、仕様書に定める荷台構造等の条件を満たす車両を5台以上有する者であること。

- (5) グループ業者の要件

構成員の数は、2者以上とし、その内訳は、処分業者である代表者1者及び収集運搬業者であるその他の構成員1者以上であること。

## 4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、グループ業者にあつては、申請手続は代表者が行うこと。

なお、提出した申請書等に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

- (2) 提出場所

2の(1)に同じ。

- (3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間(日曜日及び土曜日を除く。)中の午前9時から午後4時までの間(正午から午後1時までを除く。)に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便等の配達記録が残る方法を利用し、提出期間内に2の(1)の場所に必着させること。

- (4) 確認通知

入札参加資格の確認結果については、別途通知す

る。

(5) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(3)のイ及び3の(4)のイの資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5430

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和6年6月27日(木)午後5時15分

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

(ア) 1の(1)のアの業務

令和6年7月31日(水)午前10時

(イ) 1の(1)のイの業務

令和6年7月31日(水)午前10時20分

(ウ) 1の(1)のウの業務

令和6年7月31日(水)午前10時40分

(エ) 1の(1)のエの業務

令和6年7月31日(水)午前11時

(オ) 1の(1)のオの業務

令和6年7月31日(水)午前11時20分

(カ) 1の(1)のカの業務

令和6年7月31日(水)午前11時40分

(キ) 1の(1)のキの業務

令和6年7月31日(水)午後1時20分

(ク) 1の(1)のクの業務

令和6年7月31日(水)午後1時40分

(ケ) 1の(1)のケの業務

令和6年7月31日(水)午後2時

(コ) 1の(1)のコの業務

令和6年7月31日(水)午後2時20分

(サ) 1の(1)のサの業務

令和6年7月31日(水)午後2時40分

(シ) 1の(1)のシの業務

令和6年7月31日(水)午後3時

(ス) 1の(1)のスの業務

令和6年7月31日(水)午後3時20分

イ 場所

長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所2階北会議室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和6年7月30日(火)午後5時

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

ア 持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

イ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、単位重量当たりの処分費及び収集運搬費の単価を設定することを条件とする。

ウ 落札の決定は、イによる単価に基づいて算定された契約期間に係る予定数量の総額の比較によって行う。

エ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(予定数量に対する総額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者は、一旦入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(6) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同価入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(8) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札を辞退することができる。この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を2の(1)の場所へ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府

の指名停止措置を行うことがある。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることにはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、名称若しくは商号、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の行った入札

カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札

キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の行った入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者の行った入札

ケ 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示、又は提出した者の行った入札

コ その他入札に関する条件に違反した者の行った入札

(10) 落札者の決定方法

ア 京都府流域下水道事業会計規程（平成31年京都府公営企業管理規程第2号）第113条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

イ 次表掲載の業務については、開札順欄の番号順に開札及び落札決定を行うものとし、表単位で1事業者1件に落札を制限する。このため、表単位でいずれかの案件の落札者となった者は、当該表中の他の案件について落札者となることはできない。（処分業者に限り、単体業者又はグループ業者の別を問わない。）

表A

開札順	対象委託業務	業務番号
1	1の(1)のア	処 分：流6洛南第13号のA-3 収集運搬：流6洛南第12-01号のB-3
2	1の(1)のイ	処 分：流6洛南第13号のA-4 収集運搬：流6洛南第12-01号のB-4
3	1の(1)のウ	処 分：流6洛南第13号のA-5 収集運搬：流6洛南第12-01号のB-5
4	1の(1)のエ	処 分：流6洛南第13号のA-6 収集運搬：流6洛南第12-01号のB-6

表B

開札順	対象委託業務	業務番号
1	1の(1)のオ	処 分：流6洛南第13号のA-9 収集運搬：流6洛南第12-01号のB-9
2	1の(1)のカ	処 分：流6洛南第13号のA-10 収集運搬：流6洛南第12-01号のB-10
3	1の(1)のキ	処 分：流6洛南第13号のA-11 収集運搬：流6洛南第12-01号のB-11

表C

開札順	対象委託業務	業務番号
1	1の(1)のク	処 分：流6宮津第13号のA-3 収集運搬：流6宮津第12-01号のB-3
2	1の(1)のケ	処 分：流6宮津第13号のA-4 収集運搬：流6宮津第12-01号のB-4

表D

開札順	対象委託業務	業務番号
1	1の(1)のコ	処 分：流6上流第13号のA-3 収集運搬：流6上流第12-01号のB-3
2	1の(1)のサ	処 分：流6上流第13号のA-4 収集運搬：流6上流第12-01号のB-4
3	1の(1)のシ	処 分：流6上流第13号のA-5 収集運搬：流6上流第12-01号のB-5
4	1の(1)のス	処 分：流6上流第13号のA-6 収集運搬：流6上流第12-01号のB-6

- 6 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- 7 契約書作成の要否  
要する。
- 8 入札保証金  
免除する。
- 9 違約金  
落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。
- 10 契約保証金  
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- 11 契約の解除予約及び損害賠償請求  
京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。
- 12 その他
  - (1) 1から11までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
  - (2) 詳細は、入札説明書による。

- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
- (4) 令和7年度以降の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。

## 13 Summary

## (1) Content of service:

- a. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Rakunan Wastewater Treatment Plant
- b. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Rakunan Wastewater Treatment Plant
- c. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Rakunan Wastewater Treatment Plant
- d. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Rakunan Wastewater Treatment Plant
- e. Transporting and processing for reuse of the dried sewerage sludge at Rakunan Wastewater Treatment Plant
- f. Transporting and processing for reuse of the dried sewerage sludge at Rakunan Wastewater Treatment Plant
- g. Transporting and processing for reuse of the dried sewerage sludge at Rakunan Wastewater Treatment Plant
- h. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Miyazuwan Wastewater Treatment Plant
- i. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Miyazuwan Wastewater Treatment Plant
- j. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Kizu River Headstream Wastewater Treatment Plant
- k. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Kizu River Headstream Wastewater Treatment Plant
- l. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Kizu River Headstream Wastewater Treatment Plant
- m. Transporting and processing for reuse of the dehydration sewerage sludge at Kizu River Headstream Wastewater Treatment Plant

## (2) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation:

From 9:00 AM to 4:00 PM (except time slot from noon to 1:00 PM) from Friday, June 14, 2024 to

Wednesday, July 10, 2024 (except for Sundays and Saturdays)

## (3) The time, date and place for tenders:

- a. 10:00 AM on Wednesday, July 31, 2024
- b. 10:20 AM on Wednesday, July 31, 2024
- c. 10:40 AM on Wednesday, July 31, 2024
- d. 11:00 AM on Wednesday, July 31, 2024
- e. 11:20 AM on Wednesday, July 31, 2024
- f. 11:40 AM on Wednesday, July 31, 2024
- g. 1:20 PM on Wednesday, July 31, 2024
- h. 1:40 PM on Wednesday, July 31, 2024
- i. 2:00 PM on Wednesday, July 31, 2024
- j. 2:20 PM on Wednesday, July 31, 2024
- k. 2:40 PM on Wednesday, July 31, 2024
- l. 3:00 PM on Wednesday, July 31, 2024
- m. 3:20 PM on Wednesday, July 31, 2024

Kyoto Prefectural Regional Sewerage Office

1, Hinokuchi, Shoryuji, Nagaokakyo-City, Kyoto  
617-0836, Japan

## (4) Deadline for tender by mail:

5:00 PM on Tuesday, July 30, 2024

## (5) Contact point for the notice:

Kyoto Prefectural Regional Sewerage Office

1, Hinokuchi, Shoryuji, Nagaokakyo-City, Kyoto  
617-0836, Japan

TEL: (075) 954-1877

FAX: (075) 955-2224

## 公 安 委 員 会

## 京都府警察本部告示第66号

落札者を次のとおり決定した。

令和6年6月14日

京都府警察本部長 白 井 利 明

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
総務事務システム及びシステム用サーバの賃貸借一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府警察本部総務部会計課  
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
- 3 落札者を決定した日  
令和6年4月1日
- 4 落札者の名称及び所在地  
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社  
東京都港区芝浦一丁目2番3号

- 5 落札金額  
282,460,200円
- 6 契約の方法  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和6年2月16日

**監 査 委 員**

**京都府監査委員告示第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年6月14日

京都府監査委員 四 方 源太郎  
同 田 中 美貴子  
同 森 敏 行  
同 橋 本 幸 三

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
浅野 良治	京都市中京区東洞院通六角上る三文字町219番地 六角ハイツ401号室
津田 穂積	栗東市総2丁目2番34の2612号
中川 正茂	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目7番11号
西村 拓哉	京都市中京区大宮通三条上る姉大宮町東側115番地
八田 泰孝	長岡京市神足2丁目5番1号 ローレルスクエア長岡京1207号室

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和6年6月14日から令和7年3月31日まで

**正 誤**

令和6年3月26日付け京都府公報号外第8号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
3	上から2	同 上 同上 納税証明専用	同 上 26ミリメートル 納税証明専用

令和6年3月29日付け京都府公報号外第10号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
23	左	下から10	令和6年京都府条例21号	令和6年京都府条例第21号
38		下から7	国土調査費補助金等交付要綱	国土調査費補助金交付要綱
			令和6年度	令和6年度分
40		上から15	又は様式(2)、	又は様式(2)
		上から19	(様式2)	様式(2)
41		上から4	土地分類調査遂行状況報告書	別紙 土地分類調査遂行状況報告書
42		上から1	財産取得調書	様式(3) 財産取得調書
49	左	上から15	第1条	第1項

令和6年4月1日付け京都府公報号外第13号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正		
4	左	下から5	(63)とし、(54)を(60)	(62)とし、(54)を(59)		
		下から4	(61)	(60)		
		下から2	(62)	(61)		
	右	上から4	(59)	(58)		
		上から6	(58)	(57)		
		上から8	(57)とし、(50)を(54)	(56)とし、(50)を(53)		
		上から10	(55)	(54)		
		上から13	(56)	(55)		
		上から17	(53)	(52)		
		上から19	(52)	(51)		
		上から20	(51)	(50)		
		上から21	(40)から(50)	(39)から(49)		
		20		下から8	601条	第601条